

議案第5号

東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について

東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和7年3月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

1 提案理由

令和7年4月1日付の業務執行体制の変更に係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

また、令和7年4月1日付けで、生涯学習課が所管している黒瀬生涯学習センター、豊栄生涯学習センター及び安芸津生涯学習センターが、東広島市教育文化振興事業団の指定管理施設となることに伴い、組織体制の見直しに係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令の一部改正

ア 地域生涯学習センターのセンター長に関する規定を削除する。

(2) 東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正

ア 調整監に関する規定を削除する。

イ 担当課長の職務権限を定める。

ウ 地域生涯学習センターの事務に関する規定を削除する。

エ その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 7 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令

(東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令の一部改正)

第 1 条 東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令（平成 1 9 年東広島市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「。以下「組織規則」という。」を削り、同条第 3 項を削る。

第 4 条第 1 項中「、次項に定めるものを除き」を削り、同条第 2 項を削る。

(東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正)

第 2 条 東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成 2 0 年東広島市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

第 1 0 条の 2 担当課長（職の設置規則別表 1 に掲げる担当課長をいう。以下同じ。）は、上級の職位の命を受け、直属の職員を指揮監督し、特命事項の推進及び統括を行う。

第 1 1 条中「前条」を「第 1 0 条」に改める。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

3 担当課長が置かれる場合の第 2 0 条第 1 項の表、別表第 1 及び別表第 2 の規

定の適用については、所管する事務に限り、担当課長は、課長とみなす。

第17条中「及び課長」を「、課長及び担当課長」に改め、「上級」の右に「又は上位」を加える。

第20条第1項の表部長の項中「、次長又は調整監」を「又は次長」に改める。

別表第1の1の表4の部7の項中「、次長及び調整監」を「及び次長」に改める。

別表第1の2の表4の部1の項から7の部1の項までの規定中「、調整監」及び同表8の部2の項中「、調整官」を削る。

別表第2の2の表生涯学習課の部2の項中「ボランティア」を「生涯学習のボランティア」に、「相談事項の処理」を「ボランティアの年間計画の策定」に改め、同部7の項及び8の項を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令（平成１９年教育委員会訓令第１号）新旧対照表

新	旧
(勤務時間等) 第2条 (略) 2 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号_____)第14条第1項に規定する給食センターに勤務する職員の勤務時間及び休憩時間については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長の事務部局に配置された職員が併任する場合は、この限りでない。 (削る) (休日) 第4条 職員の休日は、_____市長の事務部局の職員の例による。 (削る)	(勤務時間等) 第2条 (略) 2 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号。<u>以下「組織規則」という。</u>)第14条第1項に規定する給食センターに勤務する職員の勤務時間及び休憩時間については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長の事務部局に配置された職員が併任する場合は、この限りでない。 <u>3 組織規則第18条に規定する地域生涯学習センター(第4条第2項において「地域生涯学習センター」という。)のセンター長の勤務時間及び休憩時間については、別に定める。ただし、一般職の職員が兼務する場合は、この限りでない。</u> (休日) 第4条 職員の休日は、<u>次項に定めるものを除き</u>、市長の事務部局の職員の例による。 <u>2 地域生涯学習センターのセンター長の休日は、別に定める。ただし、一般職の職員が兼務する場合は、この限りでない。</u>

東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成20年教育委員会訓令第3号）新旧対照表

新	旧																														
第9条 <u>削除</u> <u>（担当課長の基本的な職務権限）</u> <u>第10条の2 担当課長（職の設置規則別表1に掲げる担当課長をいう。以下同じ。）は、上級の職位の命を受け、直属の職員を指揮監督し、特命事項の推進及び統括を行う。</u> （管理係長の基本的な職務権限） 第11条 管理係長（組織規則附則第3項の表に掲げる係の長をいう。以下同じ。）は、幹事課長の命を受け、<u>第10条</u>第2項に規定する幹事課長の職務権限に属する事務の執行を補佐し、部内の調整を行う。 （職務権限事項） 第13条 （略） 2 （略） <u>3 担当課長が置かれる場合の第20条第1項の表、別表第1及び別表第2の規定の適用については、所管する事務に限り、担当課長は、課長とみなす。</u> （専決事項の委譲） 第17条 部長、<u>課長及び担当課長</u>は、直属の上級<u>又は上位</u>の職位の承認を得て、その専決事項の一部について、所属職員に専決をさせることができる。 2 （略） （代理決裁） 第20条 代理決裁を行う職位及びその順位は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>順位 決裁権者</th><th>第1順位</th><th>第2順位</th><th>第3順位</th><th>第4順位</th></tr><tr><td>教育長</td><td>学校教育部長</td><td>生涯学習部長</td><td></td><td></td></tr><tr><td>部長</td><td>教育監 <u>又は次長</u></td><td>他の次長（あら</td><td>当該事務を主管</td><td></td></tr></table>	順位 決裁権者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	教育長	学校教育部長	生涯学習部長			部長	教育監 <u>又は次長</u>	他の次長（あら	当該事務を主管		<u>（調整監の基本的な職務権限）</u> 第9条 <u>調整監（職の設置規則別表第1に掲げる調整監をいう。以下同じ。）は、上級の職位の命を受け、所管の職員を指揮監督し、各部門における事務の総合調整を行うとともに、部長が不在のときは、所管する事務についてその職務を代理する。</u> （管理係長の基本的な職務権限） 第11条 管理係長（組織規則附則第3項の表に掲げる係の長をいう。以下同じ。）は、幹事課長の命を受け、<u>前条</u>第2項に規定する幹事課長の職務権限に属する事務の執行を補佐し、部内の調整を行う。 （職務権限事項） 第13条 （略） 2 （略） （専決事項の委譲） 第17条 部長 <u>及び課長</u>は、直属の上級_____の職位の承認を得て、その専決事項の一部について、所属職員に専決をさせることができる。 2 （略） （代理決裁） 第20条 代理決裁を行う職位及びその順位は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>順位 決裁権者</th><th>第1順位</th><th>第2順位</th><th>第3順位</th><th>第4順位</th></tr><tr><td>教育長</td><td>学校教育部長</td><td>生涯学習部長</td><td></td><td></td></tr><tr><td>部長</td><td>教育監、 <u>次長</u></td><td>他の次長（あら</td><td>当該事務を主管</td><td></td></tr></table>	順位 決裁権者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	教育長	学校教育部長	生涯学習部長			部長	教育監、 <u>次長</u>	他の次長（あら	当該事務を主管	
順位 決裁権者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位																											
教育長	学校教育部長	生涯学習部長																													
部長	教育監 <u>又は次長</u>	他の次長（あら	当該事務を主管																												
順位 決裁権者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位																											
教育長	学校教育部長	生涯学習部長																													
部長	教育監、 <u>次長</u>	他の次長（あら	当該事務を主管																												

新					旧						
	_____（それぞれ、その職務に属するものに限る。）	かじめ部長が指名した者に限る。）	する課長			又は調整監（それぞれ、その職務に属するものに限る。）	かじめ部長が指名した者に限る。）	する課長			
課長	参事（職の設置規則別表第1に掲げる参事をいう。以下同じ。）	課長補佐（職の設置規則別表第1に掲げる課長補佐及び別表第2に掲げる所長補佐のうち、あらかじめ課長が指名したものに限る。以下同じ。）	主管係長		課長	参事（職の設置規則別表第1に掲げる参事をいう。以下同じ。）	課長補佐（職の設置規則別表第1に掲げる課長補佐及び別表第2に掲げる所長補佐のうち、あらかじめ課長が指名したものに限る。以下同じ。）	主管係長			
2（略） 別表第1（第13条、第18条関係） 1 一般事項					2（略） 別表第1（第13条、第18条関係） 1 一般事項						
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
		教育長	部長	課長				教育長	部長	課長	
(略)					(略)						
4 組織及び事務管理	1 所管する部門の組織又は事務分掌の変更	○			学校教育部長 教育総務課長 幹事課長 総務部長 職員課長	4 組織及び事務管理	1 所管する部門の組織又は事務分掌の変更	○			学校教育部長 教育総務課長 幹事課長 総務部長 職員課長
	2 所管する部門の各職位の職務権限の変更	○			学校教育部長 教育総務課長 幹事課長		2 所管する部門の各職位の職務権限の変更	○			学校教育部長 教育総務課長 幹事課長
	3 所管する部門の各職位の事務分担の調整	部長に係るもの	課長及び参事に係る	課長補佐及び係長に	幹事課長		3 所管する部門の各職位の事務分担の調整	部長に係るもの	課長及び参事に係る	課長補佐及び係長に	幹事課長

新						旧					
			もの	係るもの				もの	係るもの		
	4 係員の事務分担及び職務権限の決定			○			4 係員の事務分担及び職務権限の決定		○		
	5 事務の処理基準、内部規程、手続等の決定	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの	・特に重要なものがある場合 学校教育部長 教育総務課長 ・予算に直接関係のある場合 財務部長 財政課長		5 事務の処理基準、内部規程、手続等の決定	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの ・特に重要なものがある場合 学校教育部長 教育総務課長 ・予算に直接関係のある場合 財務部長 財政課長	
	6 附属機関に対する諮問の決定	○					6 附属機関に対する諮問の決定	○			
	7 事務引継書の検認	部長 <u>及び次長</u> _____に係るもの	課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの			7 事務引継書の検認	部長、 <u>次長及び調整監</u> に係るもの	課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	
(略)						(略)					
2 人事事項						2 人事事項					
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
		教育長	部長	課長				教育長	部長	課長	
(略)						(略)					
4 休暇	1 有給休暇の承認	部長に係るもの	次長_____ _____ 、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	職員課長(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年東広島市条例第37号)第13条から第15条の2まで	4 休暇	1 有給休暇の承認	部長に係るもの	次長、 <u>調整監</u> 、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	職員課長(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年東広島市条例第37号)第13条から第15条の2まで

新						旧					
					及び第 17 条に規定するものに限る。)				の		及び第 17 条に規定するものに限る。)
	2 週休日の振替の承認	部長に係るもの	次長____、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの			2 週休日の振替の承認	部長に係るもの	次長、 <u>調整</u> 監、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	
5 職務専念義務の免除	職員の職務に専念する義務の免除	部長に係るもの	次長____、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	職員課長(特に認めるものを除く。)	5 職務専念義務の免除	職員の職務に専念する義務の免除	部長に係るもの	次長、 <u>調整</u> 監、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	職員課長(特に認めるものを除く。)
6 勤務命令	時間外勤務及び休日勤務の命令	部長に係るもの	次長____、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの		6 勤務命令	時間外勤務及び休日勤務の命令	部長に係るもの	次長、 <u>調整</u> 監、課長及び参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	
7 出張命令	1 所属職員の国内出張の命令及びその復命の受理	部長に係るもの	次長____、課長、参事、附属機関の委員等に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの		7 出張命令	1 所属職員の国内出張の命令及びその復命の受理	部長に係るもの	次長、 <u>調整</u> 監、課長、参事、附属機関の委員等に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	

新						旧							
			るもの					るもの					
	2 職員の海外出張の命令及びその復命の受理	○			学校教育部長 教育総務課長 総務部長 職員課長 財政課長（出張命令に限る。）		2 職員の海外出張の命令及びその復命の受理	○		学校教育部長 教育総務課長 総務部長 職員課長 財政課長（出張命令に限る。）			
8 研修	1 所属職員の職場研修計画の決定及び実施		部の職場研修	課の職場研修		8 研修	1 所属職員の職場研修計画の決定及び実施		部の職場研修	課の職場研修			
	2 派遣研修への参加の決定及びその復命の受理	部長に係るもの	次長、 、課長及び 参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	学校教育部長 教育総務課長 総務部長 職員課長 （職員研修計画に基づく参加の復命の受理に限る。）		2 派遣研修への参加の決定及びその復命の受理	部長に係るもの	次長、 調整 宣、課長及び 参事に係るもの	課長補佐、係長及び一般職員に係るもの	学校教育部長 教育総務課長 総務部長 職員課長 （職員研修計画に基づく参加の復命の受理に限る。）		
(略)						(略)							
別表第2（第13条、第18条関係）						別表第2（第13条、第18条関係）							
2 生涯学習部						2 生涯学習部							
組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
			教育長	部長	課長					教育長	部長	課長	
生涯学習課	1 生涯学習の推進に関する事務	生涯学習事業の年間計画の決定			○		生涯学習課	1 生涯学習の推進に関する事務	生涯学習事業の年間計画の決定			○	
	2 生涯学習のボランティアの総合窓口に関する	ボランティアの年間計画の策定			○			2 生涯学習のボランティアの総合窓口に関する	相談事項の処理			○	

新							旧						
	る事務							る事務					
3	社会教育に関する事務	1 社会教育事業に係る年間計画の決定			○		3	社会教育に関する事務	1 社会教育事業に係る年間計画の決定			○	
		2 社会教育委員会議の開催	○						2 社会教育委員会議の開催	○			
4	社会教育に関連する施設の管理に関する事務	1 施設の使用の許可			○		4	社会教育に関連する施設の管理に関する事務	1 施設の使用の許可			○	
		2 休館日及び開館時間の変更並びに臨時休館日の決定			○				2 休館日及び開館時間の変更並びに臨時休館日の決定			○	
5	図書館の運営に関する事務	図書館協議会の開催	○				5	図書館の運営に関する事務	図書館協議会の開催	○			
6	人権教育に関する事務	人権教育研修会の計画の策定及び実施		重要なもの	一般的なもの		6	人権教育に関する事務	人権教育研修会の計画の策定及び実施		重要なもの	一般的なもの	
	(削る)							<u>7 地域生涯学習センターの事業に関する事務</u>	<u>事業の年間計画の決定</u>			<u>○</u>	
	(削る)						8	<u>地域生涯学習センターの施設の管理に関する</u>	<u>1 施設の使用の許可</u>			<u>○</u>	
									<u>2 休館日及び開館時間の変更並び</u>			<u>○</u>	

新							旧						
								<u>る事務</u>	<u>に臨時休館 日の決定</u>				
									<u>3 施設使用 料の減免</u>			<u>○</u>	
									<u>4 施設の管 理及び取締 り</u>			<u>○</u>	
									<u>5 消防計画 の決定</u>			<u>○</u>	